

(別紙 1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日	障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日
【一部改正】障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日	【一部改正】障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日
【一部改正】障 発 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日	【一部改正】障 発 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日
【一部改正】障 発 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日	【一部改正】障 発 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日
【一部改正】障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	【一部改正】障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
【一部改正】障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	【一部改正】障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
【一部改正】障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	【一部改正】障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
【一部改正】障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	【一部改正】障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
【一部改正】障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	【一部改正】障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日
【一部改正】障 発 1001 第 1 号	【一部改正】障 発 1001 第 1 号

改 正 後	現 行
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
【一部改正】障 発 0331 第 21 号	【一部改正】障 発 0331 第 21 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
【一部改正】障 発 0330 第 11 号	【一部改正】障 発 0330 第 11 号
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
【一部改正】障 発 0330 第 8 号	【一部改正】障 発 0330 第 8 号
平成 29 年 3 月 30 日	平成 29 年 3 月 30 日
【一部改正】障 発 0330 第 4 号	【一部改正】障 発 0330 第 4 号
平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 30 日
【一部改正】障 発 0327 第 30 号	【一部改正】障 発 0327 第 30 号
平成 31 年 3 月 27 日	平成 31 年 3 月 27 日
【一部改正】障 発 0330 第 3 号	【一部改正】障 発 0330 第 3 号
令和 3 年 3 月 30 日	令和 3 年 3 月 30 日
【一部改正】障 発 0331 第 6 号	【一部改正】障 発 0331 第 6 号
令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 3 月 31 日
【一部改正】障 発 0802 第 8 号	【一部改正】障 発 0802 第 8 号
令和 4 年 8 月 2 日	令和 4 年 8 月 2 日
【一部改正】障 発 0331 第 16 号	【一部改正】障 発 0331 第 16 号
令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 3 月 31 日
【一部改正】こ 支 障 第 97 号	【一部改正】こ 支 障 第 97 号
障 発 0329 第 33 号	障 発 0329 第 33 号
令和 6 年 3 月 29 日	令和 6 年 3 月 29 日
【一部改正】こ 支 障 第 86 号	【一部改正】こ 支 障 第 86 号
障 発 0331 第 21 号	障 発 0331 第 21 号

改正後	現行
令和 7 年 3 月 31 日 【<u>一部</u>改正】こ 支 障 第 86 号 障 発 0331 第 14 号 令和 8 年 3 月 31 日 【<u>最終改正</u>】<u>こ 支 障 第 148 号</u> <u>障 発 0528 第 1 号</u> <u>令和 8 年 5 月 28 日</u> 各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福	令和 7 年 3 月 31 日 【<u>最終</u>改正】こ 支 障 第 86 号 障 発 0331 第 14 号 令和 8 年 3 月 31 日 各 都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福

改正後	現 行
る就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。 指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。また、指定基準第173条の7及び第173条の8第1項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対する就労選択支援の基本報酬は算定できない。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合はこの限りではないものとし、実施できたところまで基本報酬を算定して差し支えない。 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。(利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。) <u>② 特定事業所集中減算の取扱いについて</u> 報酬告示第11の2の1の注7の特定事業所集中減算については、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」という。)第31号及び以下に定めるところによる。 (一) 判定期間と減算適用期間 就労選択支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該	る就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。 指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。また、指定基準第173条の7及び第173条の8第1項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対する就労選択支援の基本報酬は算定できない。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合はこの限りではないものとし、実施できたところまで基本報酬を算定して差し支えない。 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。(利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。) ② 特定事業所集中減算の取扱いについて 報酬告示第11の2の1の注7の特定事業所集中減算については、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」という。)第31号及び以下に定めるところによる。 (一) 判定期間と減算適用期間 就労選択支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該

改 正 後	現 行
当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用する。 ① 判定期間が前期（1月1日から6月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。 ② 判定期間が後期（7月1日から12月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。 (二) 判定方法 事業所ごとに、当該事業所において判定期間に就労選択支援の利用が終了した利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人(以下「移行率最高法人」という。)が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。 (具体的な計算式) 事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算 $\text{当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数} \div \text{当該サービスにつながった利用者数}$ (三) 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県に提出しなけ	当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用する。 ① 判定期間が前期（1月1日から6月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。 ② 判定期間が後期（7月1日から12月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。 (二) 判定方法 事業所ごとに、当該事業所において判定期間に就労選択支援の利用が終了した利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人(以下「移行率最高法人」という。)が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。 (具体的な計算式) 事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算 $\text{当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数} \div \text{当該サービスにつながった利用者数}$ (三) 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県に提出しなけ

改 正 後	現 行
ればならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。 ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数 イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数 ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 エ (二)の算定方法で計算した割合 オ (二)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること。（そのため、移行先が決まっていない利用者については、少なくとも就労選択支援の利用終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。） (四) 正当な理由の範囲 (三)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県に提出すること。なお、都道府県が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなも	ればならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。 ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数 イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数 ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 エ (二)の算定方法で計算した割合 オ (二)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること。（そのため、移行先が決まっていない利用者については、少なくとも就労選択支援の利用終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。） (四) 正当な理由の範囲 (三)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県に提出すること。なお、都道府県が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなも

改正後	現 行
のであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県において適正に判断されたい。 ア 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 (例) 就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が 80% を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80% を超えた場合には減算が適用される。 (例) 就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が 80% を超えた場合でも減算は適用されない。 イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合 ウ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が 5 件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合 (例) 判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が平均 5 件、就労継続支援 A 型が位置付けられた計画件数が平均 10 件の場合は、就労移行支援について移行率最高	のであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県において適正に判断されたい。 ア 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 (例) 就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が 80% を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80% を超えた場合には減算が適用される。 (例) 就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が 80% を超えた場合でも減算は適用されない。 イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合 ウ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が 5 件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合 (例) 判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が平均 5 件、就労継続支援 A 型が位置付けられた計画件数が平均 10 件の場合は、就労移行支援について移行率最高

改正後	現 行
法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80%を超えた場合には減算が適用される。 エ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合 (例) 就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。 オ その他正当な理由と都道府県が認めた場合 ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。 ④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 3 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。 ⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 4 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 5 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。 ⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて	法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80%を超えた場合には減算が適用される。 エ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合 (例) 就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。 オ その他正当な理由と都道府県が認めた場合 ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。 ④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 3 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。 ⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 4 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 2 の 5 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。 ⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて